

会 議 録

附属機関又は会議体の名称	令和5年度第2回豊島区特別職報酬等審議会	
事務局(担当課)	総務部 総務課	
開催日時	令和5年12月18日(月) <u>13時～15時30分</u>	
開催場所	区役所9階 第2委員会室	
出席者	委員	石原 裕、加藤 竹司、木川 嘉一、白熊 千鶴子、鈴木 利治、 中島 義春、守屋 仁子、山口 実、山本 道子
	事務局	総務部長、教育部長、総務課長、人事課長、総務グループ係長、 給与福利グループ係長、総務課担当
公開の可否	一部非公開	傍聴人数 <u>0人</u>
非公開・一部非公開の場合は、その理由	豊島区行政情報公開条例第7条第2項に掲げる非公開情報を扱う場合があるため	
会議次第	議 事 1. 開 会 2. 資料説明 3. 審 議 4. 答 申	

審 議 経 過

No. 1

議事

- ・事務局より資料について説明した後、審議を行った。

(説明資料・参考資料)

- ・年収等比較想定表（区長、副区長、教育長、議長、副議長、委員長、副委員長、議員）
- ・特別区（23区）特別職等退職手当一覧（区長、副区長、教育長）
- ・令和5年度豊島区一般職員の給与改定について

会長：ただいまから第2回豊島区特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。

本日傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。

総務課長：本日傍聴を希望される方はいらっしゃいません。

会長：それでは、事前にお送りした資料について、事務局からご説明をお願いいたします。

総務課長：(資料説明)

会長：前回、一般職員に比べて特別に減額をしたところを除いて、職員と同じ程度、ずっと推移してきたら、どんな具合になるのかということを出してもらったということです。

それから月額について0.3%アップと0.98%アップというのは、特別区人事委員会勧告では、管理職に少し我慢してもらって、若手職員の人の給与を上げましょうということで、特別職は管理職のさらに上という考え方からすると0.3%。それから職員と同じにするということになると0.98%。両方の考え方があり得るということで、シミュレーションも二段構えになっているというようなこと。

それから、資料の区長、副区長、議長の欄の2番目、平成14年度行財政改革のみ解消した場合の部分は、平成14年度の特例減額がなく、あとは現実に行われてきた増減を反映していったらどうなるのかと。

資料の区長、副区長、議長の3番目と教育長の2番目、平成14年度行財政改革を解消した上平成15年度以降職員と同じ増減とした場合の部分は、平成14年度の特例減額がなく、平成15年度以降の職員の増減をそのまま反映していくとどうなるのかというようなことで計算したものと思います。このことを踏まえて、皆様方からご質問があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

B委員：ちょっといいですか。

会長：どうぞ。

B 委員：これ、23区の順位がそれぞれ書いてありますけれども、当然元になる豊島区は分かりますけど、ほかの23区、豊島区以外の区のそれを今までと同じということを想定して、この順位をつけてるわけですね。

総務課長：ほかの区の動きがまだ全て出そろっていないということがございましたので、ほかの区は変わらないものとして順位をつけています。実際、来年度の4月になったときには、ほかの区はそれぞれ0.3%であったり、0.98%上げていると思いますので、資料の順位よりはもう少し下がることが想定されます。

B 委員：豊島区もこうやって審議会を経た上で、区として、この審議会で受けた意見を聞きながら、具体的にそれに則っているか別として、今までのいろんな経緯がある中で報酬を決定してきたと思うんですが、23区の状況はどうなんですか。大体、人事委員会の勧告どおり動いてるのか、あるいは各区それぞれ独自の動きをしてるのか、だからこれだけ23区で、同じ区長、副区長、教育長でもこんなに差があると思うんですが、その辺を教えてください。

総務課長：千代田区の場合は、報酬審議会の答申が3年に一度というふう聞いておりますので、勧告どおりではないというふうには推定されます。それ以外の区は、ほぼ勧告どおりかなというふうに思っております。職員の勧告の数字をそのまま特別職にも反映させている自治体もありますし、職員の勧告の数字を計算し直して、特別職に当てはめたらこうなるというふうに計算をし直して適用している区もありますが、勧告がベースになっている区が多いと思っております。

B 委員：今資料として、平成14年度行財政改革のみを解消した場合、あるいは平成14年度行財政改革を解消をした上で職員と同じようにとありますが、これみんな審議会を通して、ずっとやってきてるわけですね。その結果として、現在があるということで、シミュレーションしたといっても、今まで審議会で審議しながら、結果として区のほうでこうやってきたんだから、あえてこうやって分かりやすく示すと、かえって複雑になってしまい、こんがらがらるような状況になっていると思う。

総務課長：一つには、平成14年度に行財政改革があり月額を大幅に下げたという前提で動いてきているので、議論の前提が平成14年度にあると思っております。

あと、答申はいただいておりますが見送っている年度もあり、答申どおり実施しているというときもありますので、答申や報酬審との関係を整理する意図として、つくった資料となっています。

総務部長：財政が厳しいときに区長は10%落として、そこからずっと上がっていかなくて、ずっと23位だった。これは歪な給料じゃないかというご意見があったことで、一旦今までの報酬審の答申を受けて、勧告どおりに行った場合はどうだったかというのを改めてお出ししたという経緯があります。

会長：例年、区長はずっと23位というのは、財政再建がスタートで、しかも、その提言した区長がそのまま引き続き在職しているということもあり、政治的な判断もあるので、それについては、区長の判断を尊重するということがあって、そういう特別な減額ということは、一応考慮のほかにおいて、決めるということですとずっと審議してきたわけですが、区のご説明で、区長は10%、副区長と議長は5%などというようなことで、当然財政再建のために、それぞれのところが、痛みを応分ではなくて、職責に応じて分かつということやってきたわけですが、ようやく一般の職員の方の給与も減額勧告の続いた後、やっと増額に転じてきたということでもあるんで、区長の特例10%減額というものをいつまでもそのままいいのかと、毎年委員の意見としてあったんですが、もし見直すとすれば、特例減額をしている議長などについても同じような理屈で見直すというのであれば、整合性がないだろうと。

そこで、事務局で幾つかの考え方に基づいて試算をすると。その中で、委員の皆さん方に議論していただいて、こういう理屈であれば、それなりに筋が通るんじゃないかと。それを踏まえて、答申をしたらどうかと。

いろいろ疑問があるのは当然だと思いますが、単純に行財政改革による減額というものがなくて、ほかは特にいじらないという考え方。それから行財政改革による減額をなかったものにして増減は職員に準拠するという考え方。特に今年度は職員の中でも、幹部職員とその他で上げ幅が違っている。そうすると特別職というのは幹部職員の上だから、幹部職員の上げ幅というものを参考にして考えるのが当然であると。こういった幾つかの要素を組み合わせると、資料として複雑なものになってくると思っております。

B 委員：ちょっといいですか。

会長：はい、どうぞ。

B 委員：前回やったときは、やはり新しい区長になったということで、平成14年のときの財政再建も、今、本当に前区長のおかげでこういうふうになってきたんで。やっぱり新たな区長の下で、しっかりと清算した上で、それで今度、新区長がまたそれをどう政治判断でどうするかというのは、お任せするというような方向の、前回の話だと思っておりますが、皆さんのまた意見も聞きながら結論を出していきたいと思っております。

会長：そうですね。この試算表については、区長10%、副区長5%、議長5%などというような一般の職員とは違う減額をした特別職について、そのような特別な減額がなかったらどうなっていたのか。やはりその辺のところをにらまないで、その10%がなか

ったらどうしたらいいという、具体的な額というものを議論するときにも材料がないだろうというようなことで、お作りいただいたもので。

こういったことと、令和5年度特別区人事委員会勧告内容も踏まえて、議論をしていただければと思います。どんな方法だったならば、区民の納得が得られるのかということも含めて、皆さん方からご意見を承ればと思います。

F 委員：中間あたりの順位ならばいいんじゃないかと思います。

会長：F 委員のご意見は、区長、副区長、議長だと資料の3番目、教育長だと資料の2番目、平成14年度行財政改革を解消した上で平成15年度以降職員と同じ増減とした場合のところだとちょうどよいと。この中で、どこを選ぶかというのは、またさらに議論するとして、理屈が通ればというご意見ということでよろしいでしょうか。

F 委員：はい。

会長：じゃあ、A 委員いかがでしょうか。

A 委員：区長、副区長に関しては、私は3番目の、年収で区長が130万円増える箇所です。本当は全部同じ考えで行きたいですが、教育長は、他とは違う経緯があるというので、金額で見れば、令和5年度特別区人事委員会勧告のみの反映で、副区長の増額率と同じような感じになるので、ちょうどよいかと。

区長は、これ以上増やすとやはり区民があまり。物価が上がってる時代でも、こころ辺がいいんじゃないかなと思いました。

それで、議員のほうは、1番目の現在額に、令和5年度特別区人事委員会勧告を反映した場合の2つ目を全て同じように使っていくと、バランスが崩れないなと思いました。絶対額も、昇給率が1.8%とかそのぐらいになるんで、世の中では2%目指すとか1.5増やせとかという話が多いんで。絶対額で見てそんな感じがしました。

会長：G 委員いかがでしょうか。

G 委員：いろんなシミュレーションをやってる中で、やっぱり今 A 委員がおっしゃった、この資料によると絶対額が上がってる部分については、世の中の流れ等々からして、整合性があるんだろうなと感じております。

会長：H 委員いかがでしょうか。

H 委員：前は区長のお給料を上げてほしいという話は出ましたが、今、数字を見ても、この数字と、今の区長、それから今の区民の生活、いろいろ考えると、どこが妥当なのか、どこを決めたらいいのかというのが今のところ分かりません。

会長：特に区長が特例で10%というのをずっとやっていたから、区長については、少なくとも見直しが必要だと思いますが、どれがと言われても決めがたいということでしょうか。

H 委員：そうですね。はい。

会長：それでは、B 委員。

B 委員：皆さんの意見を聞いて、あまり23区トップというのも、何か突っ込みもあったし、順位を見る、それが一番分かりやすいのかなという感じです。

それを見ると、やはりこの結果としての順位もまた他区の上げ具合によっては、またこれがそのまま反映されるわけでもないという話なのですが、やはり半ばぐらいを目指すみたいな感じで考えたらいいのかなと思っています。

ただ、議長のほうは、3番目、平成14年度行財政改革を解消した上平成15年度以降職員と同じ増減とした場合ということになると、順位にこだわると、結構下位に行くような感じなんで、この辺はやはり議会は議会のほうとして、結論を出すと思うんですが、やはり2番目、平成14年度行財政改革のみ解消した場合の部分のあたりで考えたほうがいいのかと私は思います。やはり議長職も本当大変な職業なんで、私は議長をやったことないですが、議長の姿を見てると本当に多忙でもあるし、それ相応の歳費というのが必要なんだろうなというふうに思います。

会長：それでは、次はC 委員。

C 委員：私もB 委員とほぼ一緒です。区長の10%落としたままというのは戻したほうが良いと思うんですけど、やっぱり区民感情で金額的なことを見ると、区長に関しては3番目、平成14年度行財政改革を解消した上平成15年度以降職員と同じ増減とした場合の部分だなど。議長に関しては2番目、平成14年度行財政改革のみ解消した場合の部分かなと思いました。

会長：D 委員、どうぞ。

D 委員：やはり庶民感覚で言うと、今全然、最低賃金もまだ上がってないところで、それで物価がこれだけ上がって、国民保険、介護保険も上がって、大変なときなんで。そのまま10%引き上げるといようなことはちょっとあり得ないんじゃないかなという感覚です。資料の中のどれが適当というのではなく、それ以前の問題で考えたらどうか。

少なくとも、人事院勧告で出されている職員なんかも苦勞して大変だろうと思いますけど、ここまで来たら、そういうのは据え置いておいたほうがいいんじゃないかというのが私の意見です。

会長：E 委員、いかがでしょうか。

E 委員：お話を聞いていて、A 委員と G 委員の意見に似ているかなと思います。やはり区長は、前回のときにも申し上げたとおりですが、過去の大幅な減額だけは何とか解消していただければ、まず一番いいかなと思っていますので、それだけは最低やっていただければと思います。

あと、やはり令和5年度特別区人事委員会勧告の月額0.3%と0.98%というところでは、0.3%のほうが区民感情としてはいいかなと思います。

あと、大体同じような感じです。

会長：いろいろご意見が出たところですが、私も。区長が財政再建、職員にも減額その他、痛みを分かち合ってもらった。区長も率先して10%、それをスタートにして、財政再建の入り口をつくって、24年の任期を通して、何とか財政再建の道筋をつくったということで、現在の区長は、前任の区長の給与額の条例というもので、就任をされたから、就任1年目は当然その金額になるということですが、新たに、財政再建ということに一応道筋がついたというところも踏まえて、報酬を決めるというのは、私はその時期として、適当かなと思います。

問題はどういう理屈にするのかということで、資料に参考として、23区平均というのが出ているのは、23区の真ん中ぐらいたどの程度の数字になるのかということも見て、それと試算した数字というのを見比べて、あまり突出していないということも確認できたということ参考値として出ているんだと思いますが。

理屈とすれば、平成14年度の特例減額が仮になく、平成15年度以降職員のマイナス勧告のときにはマイナス、プラス勧告のときにはプラスという計算を仮に行ったという部分が、一番理屈が通りやすいのではと思います。

ただ、問題は区長、副区長、教育長の給与の水準ということがありますので、特にこの資料の3番目の2段目、平成14年度行財政改革を解消した上平成15年度以降職員と同じ増減とした場合の部分に、令和5年度特別区人事委員会勧告の月額0.3%、期末手当0.1月上げるという部分を反映すると、記載のような順位になるということで、他区が現状のままといったときでも、いきなり1位になるということにはなっていないと。

このシミュレーションの中で、2番目の平成14年度行財政改革のみ解消した場合という部分は、23区トップになる想定部分もあるため、私はここは外部になかなか説明しにくい。3番目の平成14年度行財政改革を解消した上平成15年度以降職員と同じ増減をする場合で、2段目の、月額給与、報酬の上げ幅は幹部職員に準拠して0.3%。期末手当は、幹部職員か一般職員かを問わず0.1月としている部分が私は説明しやすいかと思います。

また、期末手当については、支給月数が区長、副区長、教育長と議会関係者とでいろんな理由があって、同じ月数じゃないんです。これも兼ねて、同じ特別職だから期末手

当の月数がそろっていないのはいかなものかという意見があったんですが、これも歴史のあることなんで、いきなりそろえるというわけにもいかないということと、かつては、この審議会では期末手当の月数というのは、あくまでも参考値で、月例給与、報酬についてだけ諮問、答申ということだったんで、当然意見ということで答申には反映されておりました。

今回はそういうことを踏まえて、期末手当について、過去分の調整をしたということ踏まえ現実の支給月数ではなくシミュレーション上の支給月数を基とするという考え方でいきますと、例えば区長のシミュレーションでは3.8月の箇所がありますがこれに0.1月足しても現行の3.9月と同じになりますので、一般職員は0.1月の増額になっているが、期末手当については月例報酬、給与全体の見直しを図るという理由から今回は0.1月の増額はしないというような、説明の工夫が必要かなと思います。

期末手当がどうしてこうなるのかというところを理由をつけておかないと、何で特別職によって、上がる役職もあれば反映しない役職もあるのかという疑問が出ると思いますので、もし皆さんのご意見をまとめるときに、特にこの3の2あたりならば何とか理屈がつくかというふうになったときには、一般職員と同じ期末手当の増減ということを反映していくとすると、現実の支給月数とは別の支給月数になるということではないと比較ができなかったため、こういうことになっておりますというような説明の工夫が必要かなと思います。

私としては、3番目の2段目、平成14年度行財政改革を解消した上平成15年度以降職員と同じ増減をする場合で、令和5年度特別区人事委員会勧告の月額0.3%、期末手当0.1月上げるという部分の理屈でもって、この際、過去の財政再建のための特例というものについては一応精算をするということがよろしいかなというふうに思っております。

あと、B委員とC委員のほうは、理屈ではなくて数字を見て、議長については、この黄色の枠のほうの方がよろしいんじゃないかと。

B委員：今会長が全体として見て、3番目の2段目ということで、説明責任というか、それが果たせるということでお話しされましたが、特に議長のほうは、これはかなりもう下のほうに行ってしまう。それで議会の場合は、月数が期末手当3.85で、みんな統一で、当然議長でも、委員長、議員もやってるんで、この辺はどうなのかなと思います。

会長：B委員がおっしゃるように、ずっとシミュレーションしていくと、こういう仮定の数字になるということは分かるけども、現在が3.75月なんだから0.1月足して、3.85月でもいいんじゃないかというご意見があっても不思議ではないかなと。ただ、そうするとほかのところはどうするのかという意見が出てきそうかなとは思いません。

例えば区長について言うと、仮に期末手当が一般の職員と同じように推移すると、計算上3.8月になると。実際には3.9月支給しているので、現状より0.1月少ない

ということになる。このところだけ全体の調整をすれば、期末手当はマイナス0.1月にしておかないと、一般職員と連動するというにならない。

今まであまり、期末手当の諮問はなかったもので、意見の中で申し上げただけなんです、このあたりのところをどうするか。

A 委員：ちょっとよろしいですか。

会長：どうぞ。

A 委員：今例えば、区長のところ、その3番目の2段目が妥当かなというので、年俵が計算されたとしますよね。

それ、期末手当の支給率は3.9月に戻して、月額のをほうを変えるというわけにはいかないんですか。このシステム的には。

会長：皆さんのご意見として、本体の月額、報酬について、財政再建という特別事情を反映して、ずっと計算してきたところは全体として見直す必要があるんじゃないかということで、月額、報酬の額をまず考える。

期末手当については、現在のものをベースにして、それに0.1月をさらに加えるという考え方はおかしくないと思います。

G 委員は特別付け加えることはございませんか。

G 委員：はい。ありません。絶対額に対して、今の金額がどこを減らして、どこを増やして、相対金額が合ってればよいという考え方です。

最終的な総支給額が合っていて、その中で、今のA委員と全く同じ意見になるかどうか分からないですが、期末手当と月額の関係性をどうするかは、技が要るでしょうね、きっと恐らく。そう簡単にできないと思うんですが、私は全体額で合っていればオーケーだというふうに、意見としてください。

会長：その全体額ということであれば、月例給与報酬の額をシミュレートして、手当の額については、現行のものをベースにして、職員が0.1月増えるというなら0.1月増やすという説明のほうがむしろ分かりやすいと。

どんな説明をしてもいろんな議論が出てくることはあると思いますが、要は過去ずっと区長は10%減額ということで経過してきたということは、もう事実として厳然としてあるわけですから、それをある程度修正するというときに、どんな理屈だったら何とかご納得いただけるかという説明の話だろうと思いますので、私どもが説明のことについて、あまり頭を悩ましていても、それは条例案を議会に諮っている執行部の方が頭をひねるということで、私どもがこれ以上頭をひねっても仕方がないかなと思います。

G 委員：はい。

会長：ということで、今言ったようなことを文章化するのは大変なので、少しお時間をいただいて、検討してもらおうということにして、今私が申し上げたようなことについて、賛成、反対の方、当然あると思いますので、挙手をしていただきたいと思います。賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙 手)

会長：反対の方。

(挙 手)

会長：賛成が7、反対が1ということで、一応案としては賛成多数ということでしたが、文章化するのが非常に難しいと思いますので少し時間をいただいて、事務局で案を作成していただいて、それを読ませていただいて、皆さん方が聞いて、お分かりいただける内容になっているかどうかということで。

A 委員：今日ですか。

会長：もし今言ったようなことを今日文章化できますというのであれば、時間を言っただけであれば、それまで休会にして待っております。

総務課長：文章化については一言一句、答申どおりの文章を作成できるかどうかは分かりませんが、考え方としては今日お作りできるのではないかと思います。具体的な数字のところは改めてご相談させていただきたいです。

会長：そうですね。さっきお話があったように、月例給与、報酬のほうを一般職員準拠で決めるにしても、そこで出てきた期末手当の架空の支給月数ではなく、それぞれの職の現状の支給額にプラス0。1月すると、どんな数字になるかという程度のところまで分かればと思います。

総務課長：はい。あともう一点、適用年月日についても、今回の上げるものを令和5年4月に遡って上げるのか、それとも来年度の4月1日から上げるか。その辺もご議論いただければ。

会長：そうですね。一般の職員の方については、たしか減額するときに、手当で遡った数字を仮に決めて、手当の額を決めるときにその分を削るということで、減額も遡ったんで。増額は当然、年度初めに遡るということになっているんで。

区長は、4月1日に遡るということはありませんので、当選時期まで。それからその

他の特別職も同じく、副区長は新しくなっているので、それぞれの任期。教育長だけは引き続きだから、それぞれの就任日、もしくは4月1日に在職しているのであれば、4月1日に遡るといようなことになろうかと思います。

総務課長：遡った場合には、現在の年収額との比較に記載されている金額が支給されるということになります。

会長：そうですね。いずれにしましても、私どもが答申したあと、執行部がどうご判断されるか。特に議会関係のことについては、議会のほうでどうご判断されるかということもあろうかと思いますが、私どものほうは執行部がどうご判断されるか、受けた議会がどうご判断されるかということとは別に答申を差し上げると。こういうことだろうと思います。

A 委員：ちょっといいですか。

会長：どうぞ。

A 委員：4月に遡るとすると、支給とかそういうのも12月末までに精算するってことですか。

総務課長：まだ議会の議決が通っていないため、来年度の4月頃になるかと。

給与福利グループ係長：来年度の4月になります。

A 委員：それは5年か6年か、何年の年俸になるんですか。

会長：遡りということになると、令和5年でしょうか。

A 委員：今年のやつの年末調整やり直すということでしょうか。

給与福利グループ係長：今回の、もし遡った場合の給料ですが、遡ったものが決定するのが議会の終了日となるため、令和6年3月に決まった給料ということになりますので、年末調整等は行わずに、令和6年分となります。

A 委員：6年分ということは来年の所得になるということですね。

給与福利グループ係長：来年の所得になります。

A 委員：何かちょっとおかしいと思いますが。4月に遡った所得が来年分になるというの

は、本来は。

会長：そうですね。これから上程するため、当然年内はもう間に合わない。

A 委員：結果的には年内無理にしても、5年の所得だとしたら修正申告をしなきゃいけないと思うのですが。

給与福利グループ係長：その部分も以前、税務署に確認をいたしまして、支給が決定した日に、その年の所得が確定するという形になります。

A 委員：来年がものすごく増えるということですね。

D 委員：国保料などは、それで計算されるんですよね。

会長：そうですね。

D 委員：だから大変なことですね。

A 委員：累進税率だからちょっとおかしいなと思います。

給与福利グループ係長：保険料については東京都職員共済組合になりますが、遡った分で支給したものはカウントしないというふうになっています。一般職員と同じ扱いになり、その部分は、あくまでも未来の給料から上がったというような考え方になります。

会長：一般職員も、4月1日に遡っていった差額分までは反映しない。

給与福利グループ係長：月例給に関しては遡らない。期末勤勉手当については、支給した額に対して、保険料が確定するとなりますのでその分だけ当然払ったんだから、その分はとります。給料月額に関して言えば、過去は見なくて未来だけ見ますという扱いになります。

A 委員：分かりました。

会長：一般職員も、給与の減額するときには、期末手当の支給よりも前に減額条例を可決して、そして期末手当計算のときに減額分を減らした分を手当にするということで、実質、遡り減額。上がるときは、当然遡りということ。

事務局は、それでよろしいでしょうか。

総務課長：はい。それでは恐れ入ります。30分ぐらい休憩をいただいてもよろしいでし

ようか。

会長：どうぞ。休憩いたしましょう。

(休 憩)

総務課長：委員長、答申案のご説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

会長：どうぞ。

総務課長：ありがとうございます。

報酬等の額の説明文について、精査し切れてない状況ですが、それぞれの報酬の額について、考え方をご説明いたします。

議長、区長、副区長、教育長につきましては、現行の期末手当を0.1月引き上げた上で、先ほどの資料1の平成14年度行財政改革を解消した上平成15年度以降職員と同じ増減とした場合の部分の、令和5年度特別区人事委員会勧告の0.3%引き上げを反映した年収になるよう月額給与を調整したものになっております。

そうしますと、議長は月額89万4,000円、現在の月額より5,700円アップとなります。

続きまして、区長は、月額104万円、現在の月額より6万5,200円アップとなります。

副区長は、月額83万4,000円、現在の月額より5,400円アップとなります。

教育長は、月額72万9,500円、現在の月額より3,100円アップとなります。

区議会議員の議長以外の皆様については、現在の月額に0.3%、期末手当0.1月アップした金額を記載したものとおります。

数字のご説明は以上でございます。

改定すべきとした理由について、区議会議員は二元代表制の一翼を担う議会にあって、主体性、自主性を保ちながら区的意思決定を担う重要な職責を担うとともに、議会活動を通じた行政経営のチェックを行うなど、その活動は広範・多岐にわたっている。

区長及びこれを補佐する副区長は、区政課題が山積する中、多様化する住民ニーズに応え、区民の福祉向上と未来を見据えた区政運営を牽引する立場にあることから、常に区政の先頭に立ち、区民の命を守らねばならず、その職責はますます重要となっている。教育長についても、教育委員会を代表するとともに、教育委員会事務局の指揮・監督者として教育行政を進めていくという重責を担っている。

区議会議員の報酬、区長、副区長及び教育長の給料は、その果たす役割の重要性と職責に見合うものであることが望ましいと言える。

一方、本区においては深刻な財政状況を克服するため、平成14年度に特別区人事委

員会勧告を大幅に上回る減額改定的意思決定を行い、現在に至るまでその状態が継続している。しかしながら、本区の令和4年度決算では「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」という4つの財政健全化判断比率は、いずれも国の基準を大幅に下回っており、区の財政状況は健全性が維持されている状態にあることから、もはや深刻な財政状況を克服したと言える。

加えて、令和5年10月11日に特別区人事委員会より、職員の月例給については、公民較差3,722円で0.98%を解消するため、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で月例給を引き上げ、特別給については年間の支給月数を0.1引上げとの勧告がなされた。

以上のことを踏まえ、本審議会は今年度の答申に関しては、社会経済情勢、区の財政状況、さらには特別区人事委員会勧告及び職員給与の状況等を総合的に勘案し、諮問を受けた報酬及び給料の額並びに期末手当の額については、改定が適当であるとの結論に達した。

については、区議会議員の議員報酬及び期末手当の額、区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額を上記のとおりにすることが妥当であると考えます。

理由のご説明は以上でございます。

また、意見として、この答申をまとめるにあたり、各委員があらゆる角度から審議し様々な意見を出し合ったところであるが、最終的には多数決により審議会の意思決定を行ったところである。

なお、審議の過程で各委員から次のような意見が寄せられた。

区民目線を踏まえ、年収については23区平均を意識してほしい。

IKEBUSではなく、コミュニティバスを区内全域に走らせてほしい。

会計年度任用職員に安定した給料を出してほしい。

としております。補足等ございましたらご意見を頂戴できますと幸いです。

以上です。

会長：これは、先ほど頂いた資料の月額と期末手当の総額を勘案して、期末手当を現行から0.1月加算して割り戻すと、月額が例えば区長は104万円になると。完全にぴったり一致するというわけではない。あまり月例給で何千何百円というわけにいかないということで、このような数字になっているという理解でよろしいでしょうか。

総務課長：はい。

会長：大変難しい話ですが、考え方としては、過去の財政再建過程での特例状態というもののあるべき状態にということに、この機会を借りて改定したということだと思いますが、委員の皆さん方、賛成、反対はともかく、こんな書き方でよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長：先にお帰りになった委員がお二人いらっしゃいますので、これを送っていただいて、もしご意見があれば、一定の期間内に事務局にご連絡をいただくと。いつぐらいをめぐにご意見をいただくかということだけ決めていただければ。

総務課長：では大変恐縮ですが、今週いっぱいにご意見をいただけますと助かります。

会長：かしこまりました。

総務課長：説明文なども少し修正したものを、改めて皆様にも送らせていただきますので、その上でご意見等お願いいたします。皆様からメールアドレスや FAX 番号をお伺いしておりますので、メールもしくは FAX でお送りするということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

総務課長：ありがとうございます。では、ファクス、またはメールで送らせていただきますのでよろしくお願いいたします。

会長：じゃあ、今日は少し予定を超過いたしました。委員の皆様、ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。